

## 宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件等に関する規則

(令和5年3月31日規則第3号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 次の各号に掲げる規則は、組合の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

- (1) 延岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年延岡市規則第22号）
- (2) 延岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年延岡市規則第23号）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(宮崎県北部広域行政事務組合臨時的に任用する職員の服務及び給与に関する規則の廃止)
- 2 宮崎県北部広域行政事務組合臨時的に任用する職員の服務及び給与に関する規則（平成7年規則第5号）は、廃止する。